

介護保険

住宅改修・福祉用具購入の手引き

南房総市保健福祉部

高齢者支援課介護保険係

介護保険住宅改修・福祉用具購入の手引き

令和 7 年 1 月改訂

【目次】

1. 居宅介護住宅改修費（介護予防住宅改修費）	1
（1）住宅改修費の概要	1
（2）住宅改修費の支給申請	4
（3）住宅改修費の支払方法	8
2. 特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	9
（1）福祉用具販売の概要	9
（2）福祉用具販売の支給申請	11
（3）福祉用具販売の支給方法	12
（4）同一品目の再購入について	12
3. 受領委任払い制度	13

【参考資料】

・様式記入例	14
--------	----

【関係法令】

・用具貸与告示（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号）

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

・用具購入告示（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号）

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

・基準額告示（平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号）

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

Ⅰ. 居宅介護住宅改修費（介護予防住宅改修費）

（Ⅰ）住宅改修費の概要

要支援・要介護認定されている方が、手すりの取付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修を行ったときは、20万円を上限に、利用者負担分（1割から3割）を除いた金額が支給されます。

①住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、次のとおりとなっています。

	種類	内 容
1	手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、用具貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。
2	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるもの。 ただし、用具貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または用具購入告示第4項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるもの。
4	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、対象とならない。
5	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

		ただし、用具購入告示第 1 項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は、対象とならない。
6	その他 (上記 1 から 5 の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修)	①手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ②段差の解消 浴室の床段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④扉の取替え 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

②支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を 20 万円とされています。

このため、20 万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20 万円の住宅改修を行った場合、負担割合が 1 割なら自己負担 2 万円、2 割なら自己負担 4 万円となり、差額の 18 万円または 16 万円が保険給付されます。また、20 万円を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。また、上限金額である 20 万円を 1 回の改修で使い切らずに、状態の変化に合わせて数回に分けて使うこともできます。

要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が 3 段階以上上がった場合(3 段階リセット)に、例外的に、改めて支給限

度基準額 20 万円分の住宅改修費が受けられます（初回分の住宅改修について支給限度基準額の残額があっても、追加分に持ち越されず 20 万円となります）。

なお、この例外は、同一被保険者について、1 回のみ適用されます。

○要介護区分の段階

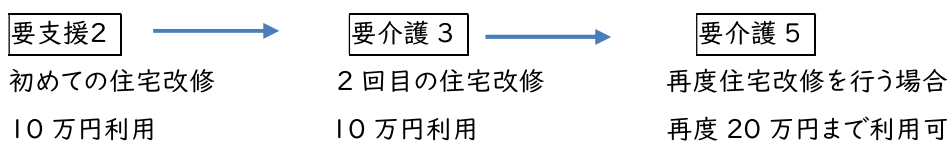
要介護等状態区分	「介護の必要の程度」の段階
要支援 1	第一段階
要支援 2 要介護 1	第二段階
要介護 2	第三段階
要介護 3	第四段階
要介護 4	第五段階
要介護 5	第六段階

○要介護区分の 3 段階以上上がる例

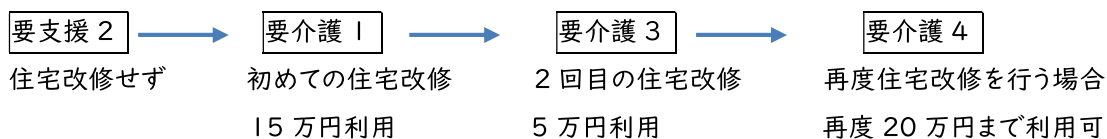
初回の住宅改修に着工した日の要介護等状態区分		追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援 1（第一段階）	→	要介護 3（第四段階） 要介護 4（第五段階） 要介護 5（第六段階）
要支援 2（第二段階） 要介護 1（第二段階）	→	要介護 4（第五段階） 要介護 5（第六段階）
要介護 2（第三段階）	→	要介護 5（第六段階）

例外の具体的なパターン

パターン① 3 段階リセット

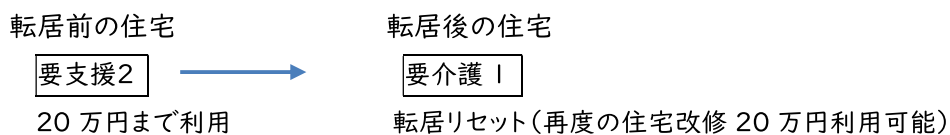


パターン② 3 段階リセット



転居した場合の例外

パターン③ 転居リセット



(2) 住宅改修費の支給申請

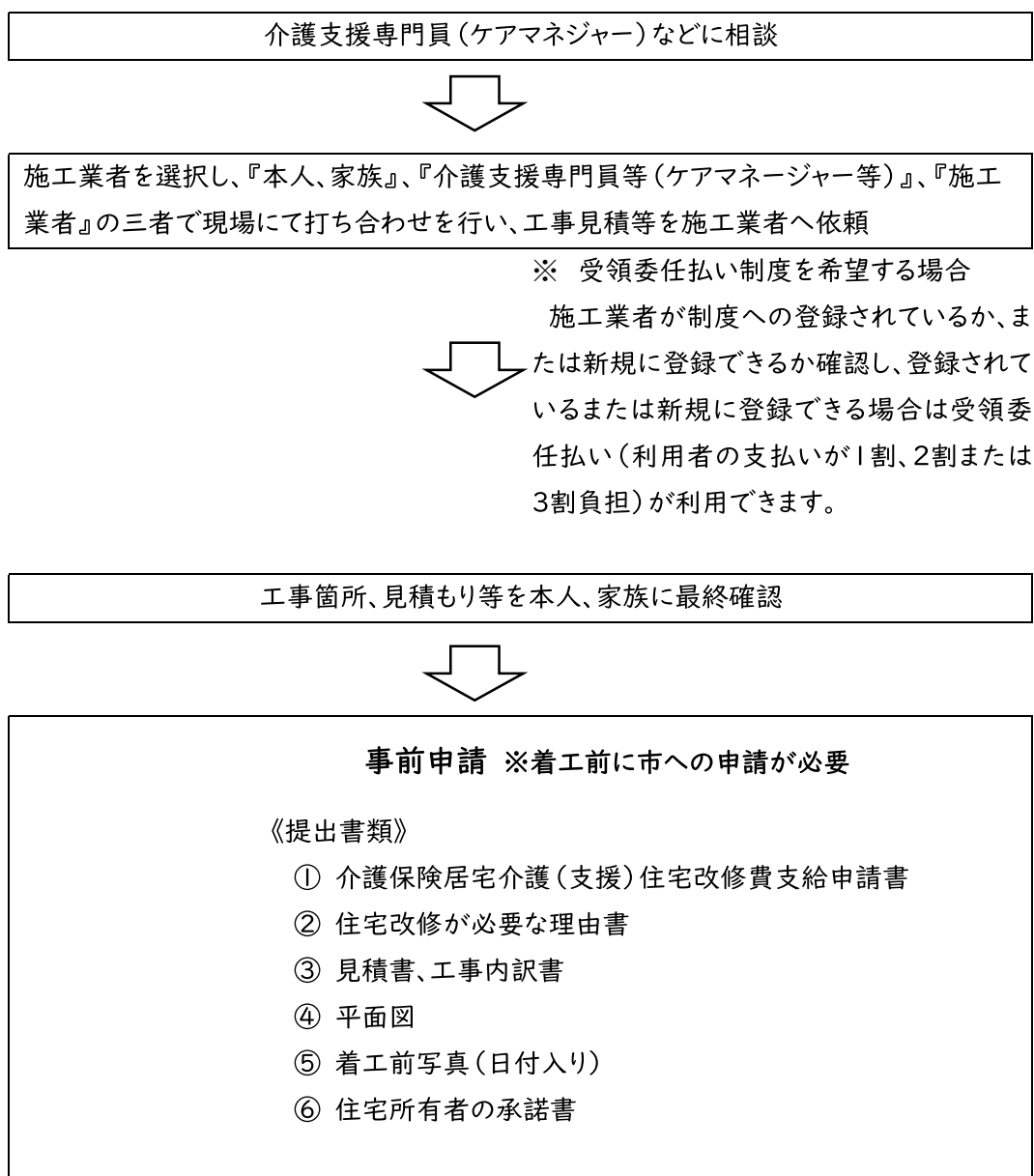
住宅改修を行う前に、必要な書類を市へ提出（事前申請）します。

（事前申請書類により）市は、保険給付の対象として適当な住宅改修であることを確認（確認結果を通知）します。

住宅改修の終了後に、必要書類を市へ提出（事後申請）します。

（事後申請書類により）市は、事前に提出された書類のとおり工事が行われたことを確認し、住宅改修費の支給を決定します。

図：住宅改修費支給申請の流れ





市の審査結果を受けてから着工
工事の実施、完了／支払い



※ 工事内容に変更があった場合
事前申請の内容から、長さ、数量、面積、
形状、施工方法等変更があった場合は、
工事を中断し市へご連絡ください。

事後申請（支給申請）

《提出書類》

【償還払い】

- ⑦ 住宅改修に要した費用の領収書
(受領委任払いの場合は 1 割、2 割又は 3 割分)
- ⑧ 工事費内訳書
- ⑨ 完成後の写真(日付入り)
- ⑩ 着工前の提出書類一式(①～⑥)

【受領委任払い】

上記⑦～⑩に加えて下記の書類を添付

- ⑪ 受領委任払い委任状
- ⑫ 9 割、8 割又は 7 割分の請求書(南房総市長宛)
※必要時、終了後の現地確認を行う場合があります。

①介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書

「改修の内容・箇所及び規模」については、住宅改修の種類(1から5まで)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとします。「見積書、工事内訳書、平面図、着工前写真(日付入り)等」において内容が明らかにされている場合は、工事種別だけを記載することができます。

②住宅改修が必要な理由書

住宅改修が必要な理由書は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の種類とその選定理由を記載するものです。

理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)としますが、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の方も可能です。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画又は介護予防

サービス計画を作成している者と異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要です。

介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わない場合は、被保険者から住宅改修の工事を請け負うこと、住宅改修の事業者に一括下請けさせること、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収すること等は認められません。

③見積書、工事内訳書

見積書、工事内訳書は、住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであり、その内訳がわかるよう材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示します。

④平面図

住宅改修の予定の状態が確認できるよう寝室や居間、トイレ、風呂等の位置関係を図で示したものを添付します。（自室・寝室などの動線を明確にしてください）

⑤着工前写真（日付入り）

着工前写真は、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真で示したものとします。原則として撮影日がわかるものとします。

※カメラの機能を使うか、ホワイトボードや黒板などに日付を書いて写しこむなど日付けを入れてください。

⑥住宅所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合）

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修についての住宅所有者の承諾書が必要となります。

⑦住宅改修に要した費用の領収書

住宅改修費は、被保険者本人へ保険給付をするため、被保険者名（氏名）を正確に記載してください。※上様や名字のみでは不可です。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が種類の1から6までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示するものとします。

⑧工事費内訳書

工事費内訳書には、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

⑨完成後の写真（日付入り）

完成後の写真は、便所、浴室、廊下等の箇所ごとに、改修前及び改修後のわかる写真とし、原則として撮影日がわかるものとします。

※カメラの機能を使うか、ホワイトボードや黒板などに日付を書いて写しこむなど日付けを入れてください。

(参考) 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

(平成12年3月8日 老企第42号)

最終改正 平成30年7月13日

3 住宅改修費の算定上の留意事項

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象とならないものである。

(2) 新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となり得るものである。

(3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出する。

(4) 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とするものである。

この場合、施行規則第75条第1項第6号及び第94条第1項第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

(5) 一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなる。

(3) 支払方法

介護保険の住宅改修費の支給は、原則『償還払い』となります。

ただし、受領委任払制度に該当する業者（受領委任払い取扱事業者※別添一覧）により工事を行う場合には、『受領委任払い』が利用できます。

償還払い

申請者が介護保険住宅改修対象工事費を施工業者に全額支払い、事後申請（支給申請）提出後に、対象工事費の9割、8割又は7割を市から申請者指定口座に支払います。

受領委任払い

申請者が介護保険住宅改修対象工事費の1割分、2割分又は3割分のみを施工業者に支払い、事後申請（支給申請）提出後に対象工事費の9割、8割又は7割を市から施工業者に支払います。

2. 特定福祉用具販売費（特定介護予防福祉用具販売費）

（1）介護保険福祉用具販売費の概要

在宅の要支援・要介護認定されている方が、都道府県の指定を受けた事業所から介護保険の対象となる福祉用具を購入したときは、日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り実際の購入費の9割、8割又は7割を特定福祉用具販売費、特定介護予防福祉用具販売費として支給します。

介護保険の対象となる福祉用具購入については、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」として、平成11年3月31日厚生省告示第94号で定められている（令和4年3月改正）

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

	種 目	内 容
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。） ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
3	排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等

		又はその介護を行う者に通知するもの
4	入浴補助用具	① 入浴用いす(シャワーベンチ) 座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③ 浴槽内いす(浴槽台) 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④ 入浴台(バスボード) 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 ⑦ 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
5	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。 「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
6	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(2) 福祉用具販売の支給申請

福祉用具購入費の支給を受ける場合は、次の書類を市へ提出します。

《提出書類》

① 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請

氏名、被保険者番号等の基本情報に加え、福祉用具の種目及び商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入金額、購入日、福祉用具が必要な理由等を記載してください。

② 領収書

福祉用具購入費は、被保険者本人へ保険給付をするため、被保険者名（氏名）を正確に記載してください。※上様や名字のみでは不可です。

写しを提出する場合は、窓口で原本を確認しますので、必ず原本をお持ちください。

③ 福祉用具のパンフレットまたはカタログ

購入した福祉用具がわかるものを添付してください。

④ 福祉用具サービス計画書の写し

福祉用具が必要な理由、福祉用具利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由、福祉用具使用時の注意事項等を記載し、利用者への同意を得た計画書の写しを添付してください。

【受領委任払いを利用する場合】

⑤ 委任状

受領委任払い委任状

⑥ 請求書

9割、8割又は7割分の請求書（南房総市長宛）

(3) 福祉用具販売の支給方法

介護保険の福祉用具購入費の支給は『償還払い』となります。ただし、受領委任払制度に該当する場合は、『受領委任払い』が利用できます。

償還払い

申請者が介護保険福祉用具費用を指定特定福祉用具販売事業所に全額支払い、支給申請書提出後に対象工事費の9割、8割又は7割を市から申請者指定口座に支払います。

受領委任払い

申請者が介護保険福祉用具購入費の1割、2割又は3割分のみを指定特定福祉用具販売事業者に支払い、支給申請提出後に購入費の9割、8割又は7割を市から指定特定福祉用具販売事業者に支払います。

(4) 同一品目の再購入について

原則として、同一品目の再購入にかかる給付費の支給はありませんが、次の場合については認められることもありますので、事前にケアマネジャーを通じて市にご相談ください。

① 特定介護予防福祉用具が破損した場合

通常の使用方法に則り、使用していた福祉用具が経年劣化で破損した場合等が考えられます。このとき、故意による破損は対象とはなりませんのでご注意ください。

また、破損による再購入を希望する場合は、破損した福祉用具の破損個所が確認できる写真が必要となります（部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となります）。

② 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合が考えられます。

この場合、既に購入した福祉用具の使用が困難であり、機能面を著しく見直す必要性について、介護状況や身体状況の変化にかかる経緯や再購入の合理性を考慮した、説明資料が必要となります。

③ 特別の事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損等が考えられます。

3. 受領委任払い制度

介護保険制度では、福祉用具販売等や住宅改修等を行ったとき、居宅介護被保険者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請して保険給付分の支給を受ける「償還払い」が原則となります。

市では被保険者の一時的な経済負担を軽減し、福祉用具販売等や住宅改修等をより利用しやすくするため、「受領委任払い制度」を実施します。

『受領委任払い制度』とは、利用者は費用の1割、2割又は3割のみを支払い、保険給付される9割、8割または7割分は、利用者がその支給に関する受領に関し、その権限を委任することで、市が直接事業者を支払うことで利用者の一時的な負担を軽減する制度です。

受領にかかる権限を委任することができる事業者は、あらかじめ市の事業者登録を受けている事業所となります。

(1) 事業者登録

事業者登録にあたっては、下記①、②の書類を提出していただき、審査決定後事業者の登録となります。

①福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録申請書

②福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録誓約書

(2) 事業者への支払

福祉用具購入費支給申請書及び住宅改修費支給申請書（事後申請）の提出があり書類確認後、不備がなければ支給決定し、原則支給は購入又は着工した月の翌月以降となります。

また、支給申請を行った日や要介護認定申請中（新規、区分変更、更新）の場合支払が遅れるこ

とがあります。

●受領委任払い制度を利用できない被保険者

次のいずれかに該当するときは、福祉用具購入費等及び住宅改修費等の受領の委任をすることができません。

(1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載がされている場合

(2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止められている場合

(3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされている場合

(4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされている場合

※ 交通事故等による第三者行為により介護が必要になった場合に行う福祉用具販売等及び住宅改修等については、受領委任払い制度を利用することができず、償還払いとなります。